

# 令和 9 年度当初予算編成方針

## 国の動向と地方財政

我が国は現在、人口減少、安全保障環境の変化、エネルギー制約、自然災害リスクの増大、A Iをはじめとする技術革新、国家間の産業・技術競争の激化など、歴史的な構造変化の中にある。

このような中、国は長年にわたる未来への投資不足により低迷してきた潜在成長率を引き上げ、景気回復の力を地方や中小・小規模事業者、中・低所得者の皆様にも広げ、日本全国で「景気が良くなってきた」と実感できるよう、景気の体感温度を高めていかなければならないとしている。

また、投資不足の流れを断ち切るとともに、世界的な産業政策の大競争時代に対応していくため、「責任ある積極財政」の考え方の下、政府が一步前に出て官民手を携え、様々なリスクを最小化する危機管理投資や先端技術を花開かせる成長投資を大胆かつ戦略的に進めるとともに、財政単年度主義の弊害を是正し、予算の作り方を根本から改める必要があるとしている。

財政運営の目標としては、債務残高対G D P比の安定的低下を中核に位置付け、「強い経済」の実現と「財政の持続可能性」の両立を図ることとしている。プライマリーバランスについては、債務残高対G D P比の低下に向けて確認する指標と位置付け、単年度の黒字化時期を機械的に迫うのではなく、景気変動や危機管理投資・成長投資の必要性に応じて一時的な悪化も許容し得るものとしつつ、複数年で管理するとしている。

具体的な取り組みとして、A I・半導体をはじめとする 17 の戦略分野への官民投資、スタートアップの振興、規制・制度改革の徹底、賃上げ環境の整備などを強力に推進するとしている。また、2040 年度に 250 兆円の国内投資を実現することを新たな官民目標と位置付けるとともに、最低賃金についても遅くとも 2030 年代前半できる限り早期に全国平均 1,500 円を達成することを目指している。

社会保障については、国民皆保険・皆年金を堅持しつつ、現役世代の保険料率の上昇を止め引き下げていくとの方針の下、給付と負担の改革を継続するとしている。また、医療・介護・保育・福祉等の公定価格について、物価・賃金上昇に適切に対応するとともに、医療・介護を中心とした社会保障制度改革を着実に実行することとしており、2027年度の社会保障負担率が2025年度と比較して上昇しないよう取り組むとしている。

令和9年度予算編成については、デフレ・低成長時代の一律抑制型の予算編成から、物価・賃金上昇を的確に反映し、経済の成長力強化と名目の経済規模の拡大にふさわしい予算編成へ転換するとしている。そのための新たな仕組みとして、危機管理投資・成長投資のための『「強く豊かな日本」投資枠』を創設し、要求上限（シーリング）を設けず必要な額を要求できるようにするとしている。また、補正予算依存からの脱却を図り、恒常的な施策については当初予算で措置する方針を打ち出しており、令和9年度を「責任ある積極財政元年」と位置付けている。

地方行財政については、人材の不足や偏在、デジタル技術の進展といった社会の変化の中でも、将来にわたり持続可能かつ最適な形で行政サービスを提供していかなければならない。そのため、地方の一般財源の総額を確保して、官公需の価格転嫁等のための取組を通じた強い地域経済の実現とこれを支える地方行財政基盤の持続性を確保・強化することとしている。また、都市・地方の財政力格差及び行政サービスの地域間格差が拡大する中、令和8年度与党税制改正大綱に沿って、偏在性の小さい地方税体系の構築に向けた具体的な取り組みを講ずることとしている。

国は、令和9年度予算編成において「責任ある積極財政」を具体化し、「強い経済」と「財政の持続可能性」を一体で実現することとしており、「令和9年度予算編成の基本方針」においてその方向性が示されることから、こうした国の動向について注視していく必要がある。

## 県の動向

現在のところ、宮崎県の令和 9 年度当初予算編成方針は示されていない。

令和 8 年 8 月に公表された「令和 7 年度一般会計決算のポイント」によると、県税等の自主財源に乏しく、地方交付税等に大きく依存する脆弱な財政構造となっていることから、財政健全化指針に基づき財政関係 2 基金の残高確保、県債残高の抑制を図ることで財政の健全性を維持している。

一方で、年々増加する社会保障関係費に加え、施設の老朽化対策や、国土強靱化対策、令和 9 年度に本県で開催される国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に係る経費、物価高騰への対応等に多額の財政負担が見込まれる。

このような中、日本一挑戦プロジェクトの総仕上げや新たな展開に向けた取組等を通じて、本県の未来を創り、安心と希望あふれる宮崎を築いていく必要がある。

このため、引き続き施策と財源の「選択と集中」や経費節減等に取り組み、健全な財政運営に努めながら、本県を取り巻く諸課題に適確に対応しつつ、将来を見据えた施策を積極的に推進していくとしている。

## 本市の財政状況

本市の財政状況は、令和 7 年度決算によると、財政健全化法関連の「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」については、いずれも早期健全化基準等に該当せず、引き続き良い状態を維持している。

「経常収支比率」については、令和 6 年度の 97.3%から令和 7 年度は 97.2%と 0.1 ポイント改善した。「経常収支比率」の分母である経常一般財源等において、定額減税減収補填特例交付金は減少したものの、地方税及び普通交付税の増加が上回ったことで、分母全体は前年度から増となった。分子である経常経費充当一般財源についても、公債費及び人件費は減少したものの、扶助費や物件費が増加したことにより、前年度から増となった。分母である経常一般財源の伸びが、分子である経常経費充当一般財源の伸びを上回ったことから、結果として、経常収支比率の改善に繋がったものである。

今後も、扶助費、物件費、人件費等の増、物価高騰等の影響による税収見込の不安要素など、経常収支比率の悪化をもたらす要因が見込まれ、財政構造における弾力性の低さは、継続することが予想される。

歳出面では、物価高への対応や少子・高齢化の進展に伴う扶助費の増に加え、施設の老朽化に伴う維持補修経費、施設整備や金利上昇等に伴う公債費、さらには、新たな施設の指定管理料などによる物件費や国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催に係る経費の増が予想される。

一方、歳入面では、地方税収については、給与所得等の増など景気回復基調の兆しは見られるものの、物価高等の影響による生産・消費の低迷、企業の減収等、先行きが不透明な状況は続くと思込まれることから、これらの財源不足分を基金により補てんしていくことになると、将来的に基金の枯渇化は避けられない状況である。

このような極めて厳しい状況の下、予算編成作業においては緊急性・必要性・優先度の観点から、前例にとらわれることなく、事業の根幹にまで踏み込んで徹底した議論と検証を行い、職員一人ひとりが明確なコスト意識を持ち、より効果的な事業へ見直しを行うとともに、必要に応じて、市民や関係者に理解を求めながら、事業の廃止、縮小、再構築を行い、事務事業の「選択と集中」に取り組むことが待ったなしの状況となっている。

“南九州の拠点都市＝リーディングシティ”の確立と “笑顔あふれるまち＝スマイルシティ都城”の実現、そして、その先にある “市民の幸福と市の更なる発展”を実現するため、本市総合計画などに掲げる目標及び取り組むべき課題に向け、財政運営の基本に則り、限られた財源を効果的に活用した予算編成を行う必要がある。

## 第1 基本方針

令和9年度の当初予算編成に当たっては、自立的で持続可能な財政運営を基本とし、長期展望に立った戦略的編成を行うため、市税や地方交付税等の歳入から見込まれる一般財源に見合った財源の枠配分を、引き続き行うこととする。

また、物価高騰が市民生活や市内経済に与える影響を踏まえつつ、新たなステージ飛躍に向けた未来への投資として、人口戦略、デジタル化の推進（D）、スポーツによる地域活性化（S）、対外的PRの更なる推進、3つの宝をより一層輝かすための各施策をはじめとする重要施策の推進について、予算編成期間を通じて、ニーズ・課題等を的確に捉えながら、令和9年度予算に盛り込む対策を検討し予算化を図ることとする。

各部局においては、本市の財政状況を十分に認識し、国・県補助金等の積極的な活用など、新たな財源の確保はもとより、真に必要な施策に財源を振り向けていくため、徹底した「選択と集中」による事務事業の廃止・縮小・統合等を原則とするなど、主体的な判断に基づき、要求すること。

枠配分対象経費については、別途通知する枠配分額（一般財源）の範囲内での要求となるよう、部局長及び総括・デジタル化推進担当を中心に部局内調整を徹底し、これを遵守するとともに、その他の経費についても適正に積算を行い要求することとし、総合計画の諸施策を着実に推進していくこととする。

## 第2 全般的事項

- 1 令和9年度当初予算は、各省庁の概算要求が示されたところであり、国の予算や地方財政計画等が未確定の段階にあるが、年間を通じて見込みうる全ての歳入歳出予算を要求すること。したがって、年度途中においては、災害関係経費及び制度改正に伴う経費等、真にやむを得ないものを除き、補正は行わない。

なお、国・県補助事業についても、原則として追加補正は行わないので、補助金等の追加申請の必要が生じた場合等には、事前に財政課と十分な調整を図ること。

- 2 令和9年度の当初予算要求限度額は、以下のとおりとし、編成に当たっては地方財政措置の動向等に十分留意すること。また、枠配分対象事業については、別途通知する枠配分額（一般財源）の範囲内において要求すること。

(1) 投資的事業

主要事業査定において認められたもののみ要求すること。

道路、公園及び箱物等の建設計画に当たっては、「公共施設等総合管理計画」の方針を踏まえ、将来的な利用人口の動向、建設後の管理運営費、維持補修費等将来の財政負担を十分認識し、行政の責任において設置すべきもの以外は、認めない。

また、資材単価や労務単価等の上昇に伴い、事業費が当初計画より大幅に増加している事例が多数見られることから、事業費の積算・見積りに際しては、慎重な数値の把握に努め、適切な額を計上すること。

なお、建設の仕様については、長期的な維持管理面での視点を優先し、コスト削減を図るとともに、無駄のないよう留意すること。特に、箱物の建設に当たっては、「公共的建築物の設計基準」（「文書管理」－「市長部局」－「総合政策部」－「財政課」－「01\_予算編成」－「0101\_予算編成全般」）を遵守すること。

(2) その他の経費

全ての事務事業についてゼロベースから見直しを図ること。

事業継続の必要性など制度の根幹まで踏み込んだ見直しを行い、不急・非効率的な事業は廃止又は凍結し、「選択と集中」による事業の重点化を図るとともに、歳出の抑制をなお一層図ること。

なお、見直しの際には、デジタル化の推進による事業の効率化等を図り、市民サービスの向上に繋がる手段を模索すること。

- 3 投資的経費、指定した施設等の維持補修費、政策推進枠経費以外の主要事業査定において認められた令和9年度新規事業については、一般財源枠対象

経費とする。

- 4 物価高対策など緊要な経費については、別途所要の要求を行えることとする。市民生活や市内経済への影響、国県の動向などを注視しながら検討すること。
- 5 新規事業及び事務事業の増大に伴う会計年度任用職員等の雇用は、別途、総合政策課からの決定通知に基づくもの以外は認めないので、事業の立案段階からスクラップアンドビルドによる事業構築を原則として、人員はもとより財源についても、現在配分されている既存資源（職員及び予算枠）の有効活用を図ること。
- 6 事業の計画に当たっては、国、県、市、関係団体及び市民のそれぞれが果たす役割についての的確に判断し、行政の責任分野と負担区分を明確にすること。その上で、市費継ぎ足し補助の廃止徹底を図ること。
- 7 総合支所の各課は、予算要求に当たって、本庁及び総合支所間の関係各課において連絡を密にし、遺漏のないよう注意すること。なお、同一事業や国・県補助事業等については、取りまとめの課での予算要求となるので、関係する課の担当者と十分な協議を行った後に予算要求を行うこと。

### 第3 歳入に関する事項

- 1 市税については、本市の財政運営を左右する根幹的收入であることを認識し、経済情勢、人口や市民所得の推移、税制改正の動向、過去の実績等を勘案の上、適正な年間収入見込額を計上すること。  
また、常に課税客体、課税標準の的確な把握と徴収率の向上に努め、所要額の確保はもとより増収確保を図ること。
- 2 地方交付税及び地方譲与税については、地方財政対策、地方財政計画の概

要等国の動向を十分把握するとともに、過去の実績等も考慮して適正な収入見込額を計上すること。

- 3 分担金及び負担金については、事業の性格、受益の限度、他市の状況等を十分検討し、負担割合の適正化を図るとともに、年度内において適切な納期を設定し、収納率の向上に努め、適正な収入見込額を計上すること。

- 4 使用料及び手数料については、経済情勢及び関係事務事業の所要額の動向等に即応して、負担の公平を期する見地から、原則として3年以上据え置いているものについては見直しを行い、適正な収入見込額を計上すること。条例改正等により、使用料等の改正を行った場合は、それを反映させること。

なお、特定の行政サービスを提供しながら使用料等を徴収していないものについては、他市の状況等を考慮の上、その徴収を検討すること。

- 5 国・県支出金については、国・県の予算編成の動向を十分に把握するとともに、全ての補助制度を再度洗い直し、財源の積極的な確保に努めること。

国庫補助負担金については、国において、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、大胆に重点化するとされているので、国の予算編成の動向等に十分留意すること。

県補助金については、県の財政状況に鑑み、動向等に注意しつつ情報収集に努めること。

なお、予算要求に際しては、最新の情報に基づき要求するとともに、県内他市や類似団体等と歩調を合わせること。

- 6 市債については、将来において一般財源からの償還となることを踏まえ、財政の健全化を確保するため、可能な限り発行額の抑制に努めることとし、投資的経費の縮減・重点化を図り、適正な充当見込額を計上すること。

なお、交付税措置のない市債については、基本的に予算計上を見送ることとする。

- 7 過年度収入については、整理計画を立て、積極的に収入の確保を図ること。
- 8 その他の収入については、零細又は捕捉が難しい収入にあってもなおざりにすることなく、収入の拡大と確保に努め、その収入の全てを当初予算に計上すること。

## 第4 歳出に関する事項

- 1 人件費は、財政上大きなウエイトを占め、その動向は財政運営に重大な影響を与えることから、法令等の改正、施設の新増設に伴うものなどについても、積極的な事務の簡素化・合理化に取り組み、事務事業の民間委託、既定事業の整理統合、部内調整による職員の配置換え等により対応すること。

なお、会計年度任用職員については、必要性や適正な勤務形態及び適正配置等を十分に検討した上で要求を行うこと。

- 2 義務的経費のうち、扶助費については、今後も増加が見込まれることから、法令等に係るもの以外は見直しの対象とし、県内9市の水準等も踏まえ、給付水準や助成対象について見直しを行うこと。
- 3 令和9年度予算においては、例年にも増してかなりの財源不足が見込まれている。令和7年度決算の状況や令和8年度予算の執行状況等を十分に分析し、不用額の縮減に向けて取り組むとともに、将来的にはこれまでの節減対応では全ての事業の実施は不可能であることから、事務事業の廃止を含めた見直しに現段階から着手すること。

- 4 国・県補助事務事業については、補助金負担金の廃止・縮減の動向を十分把握するとともに、事務事業の緊急性・効果等を検討の上、受入れに当たっては厳正な選択を行うものとする。特に、以下の事項に十分留意すること。

(1) 国・県補助金が廃止されるもののうち、地方へ税源移譲されないものに

- については、市費振替は認められないので、事業そのものを廃止すること。
- (2) 国・県補助金が廃止・縮小されるもののうち、地方へ税源移譲されるものについても、徹底した見直しの上、効率化を図ること。
  - (3) 国・県補助金が統合・メニュー化されるものについては、対象事業の緊急性、効果等を十分検討し、また、市費負担額、補助率等が明確でないものについては、特に慎重に対処すること。
  - (4) 事務費については、補助事業の対象とならないものが増えているので、計上に当たっては、必要最小限とすること。
- 5 物件費については、需用費の節減、旅費の効率的運用、その他全般的な節減に努めることとし、予算要求に当たっては、「令和9年度予算編成の手引き」（「文書管理」－「市長部局」－「総合政策部」－「財政課」－「01\_予算編成」－「0103\_予算編成方針・資料」－「令和9年度当初予算編成事務に関する資料」）によること。
- 特に、食糧費については、その性質上、より厳格な取扱いが求められるので、その必要性等を十分吟味し、社会通念の範囲を超えることとならないよう留意の上、一層の節減に努めること。
- 6 市単独補助金については、補助目的・効果等について、可能な限り客観的な分析・再検討を加え、徹底した整理合理化を行うこと。また、引き続き次の点に留意すること。
- (1) 補助期限の到来したもの、補助目的が達成されたもの、補助効果の少ないもの及び末端の補助金が零細なものについては、必ず廃止すること。特に、長期間にわたって支出している補助金については、目的及び効果について全面的に再検討を行い、廃止、縮小を図るよう努めること。
  - (2) 国・県補助事業に対する市費継ぎ足し補助金については、制度上義務付けられているもの以外は、原則として認めない。
  - (3) 協議会構成員に対する報酬及び食糧費的な補助金は、原則として認めない。

- (4) 団体に対する運営費補助金については、実績報告書等により効果を検証するとともに、団体による自主財源の強化、経費支出の効率化を指導すること。その上で、努めて補助金の縮小を図ることとし、新規補助金については措置しないこと。ここ数年、繰越額が増えている場合には、当該団体の決算状況を踏まえて必要額を計上すること。
- (5) 育成補助、奨励補助等については、必ず終期を設定し、終期の到来した補助金については、要求を認めない。なお、特定の奨励的補助金については、事業効果等検討の上、融資制度への切替え措置を講じること。
- 7 諸施設の老朽化に伴い維持補修費の増嵩が見込まれており、予算要求に当たっては、「施設等維持補修計画表」（「文書管理」－「市長部局」－「総合政策部」－「財政課」－「01\_予算編成」－「0104\_予算編成様式」）を作成し、平準化を図るとともに、緊急性のあるものから要求すること。

## 第5 特別会計・企業会計等に関する事項

- 1 特別会計・企業会計については、前記事項に準ずる。
- なお、特別会計においては、特定の歳入をもって特定の歳出に充てることを原則としているため、使用料等の見直しを行い、収入の適正化と経営の合理化、経費の節減等を図り、一般会計からの繰入金に依存しないよう健全な運営に努めること。
- 特に、収支不均衡により一般会計からの繰入を行っている会計については、財政見通しを策定し、使用料等の増額を図るとともに、繰入の是正に努めること。
- 2 市が出資している公社・法人等についても、市の予算編成方針に準じて編成することとし、特に、長期的な見通しに立って経営の合理化と財政健全化に努め、予算編成においても安易に市の財政援助を期待することのないよう関係部局において十分指導すること。